

物品購入仮契約書

1. 件 名 香芝市事務用備品調達(庁舎)
2. 納入物品 別表のとおり
3. 納入期間 香芝市議会の議決の日から令和7年3月28日まで
4. 納入場所 香芝市役所
5. 契約金額 金16,387,800円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金1,489,800円)
6. 契約保証金 金 免除 円

上記物品の購入について、発注者と受注者は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年11月21日

発注者 住所 奈良県香芝市本町1397番地

氏名 香芝市長 三橋和史

受注者 住所 奈良県香芝市北条市7丁目309番地10

氏名 高橋正株式会社香芝営業所
代表取締役 高橋正

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本又はその他発注者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書の内容とする物品購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の納入物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期間（以下「期間」という。）までに発注者が指定する場所に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に定めるものを守らなければならない。

(契約内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、契約内容の変更又は納入の中止をすることができる。

2 前項の場合において、契約金額又は納入期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者協議のうえ定めるものとする。

3 この契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合は、その実情に応じて発注者と受注者協議のうえ契約金額を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第6条 発注者は、受注者が第1条第2項又は第3項の履行が完了したときは、その日から起算して10日以内に受注者立会いのうえ検査を行い、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとする。

2 検査に必要な費用及び検査のために変質、変形、消耗、き損又は破壊したものを現状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第7条 受注者は、前条第1項の検査に合格したときは、契約代金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(危険負担)

第8条 第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、発注者の責に帰する事由により生じたものを除き、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）により引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することが

できる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
- 4 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引渡しした場合において、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞における損害金等)

- 第10条 受注者の責に帰する事由により、納入期間内に物品を納入することができない場合においては、発注者は、受注者に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の損害金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者の責に帰する事由により、第7条第2項の規定による契約代金の支払が遅延した場合には、受注者は、発注者に対して、未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) その責に帰すべき事由により、納入期限内に債務の履行が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(法人にあっては役員(非常勤である者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方がイからホのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト この契約に係る下請契約等に当たり、イからホのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - チ この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

はその他発
約書及び仕

(以下「期
主者は、そ

きは、発注

させてはな

了後も同

に、個人情
なければ

中止をす

と受注者

と受注者

から起算
引渡しを

状に復す

の指定す
る。

求するこ

に契約代

と物品に
する。

品が種
主者に対
うことが

- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合等不正行為による解除)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第14条 受注者（共同企業体にあっては、その構成員。以下この条において同じ。）は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉価に該当する場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約に関する紛争の解決方法)

第15条 この契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所葛城支部をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者協議して定める。

(本契約の確定)

第17条 この仮契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を得たときに、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとす。

2 発注者は、議会で議決が得られなかった場合においても、受注者に対していかなる責任も負わない。

別 表

品名	メーカー	品番	台数
事務机 (W1600)	ナイキ	XEHH167F-WH	5台
事務机 (W1400)	ナイキ	XEHH147F-WH	30台
事務机 (W1100)	ナイキ	XEHH117F-WH	175台
ワゴン	ナイキ	XE046YC-W	245台
事務椅子	アイリスチトセ	SFN-46M1-M	250脚
会議テーブル (W1800)	ナイキ	KMY1845-W-WH	1台
会議テーブル (W1200)	ナイキ	KMY1245-W-WH	5台

